

**別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【拡充】**

創業支援等事業の目標
<p>大鹿村では、創業に関する相談窓口の実施は行っておらず、今までの相談は大鹿村商工会、金融機関で個別に対応してきた。相談件数は商工会への相談で、H26～30年度の5年間で5件、そのうち創業に結びついているのは3件。</p> <p>商工会でのワンストップ相談窓口を設け、金融機関、商業関係者、農業関係者、村等の関係機関と連携を取り、創業支援の強化を行う。</p> <p>農業や、6次産業化等の地域産業の活性化を図るための創業についても支援するなど、村独自の支援、創業支援事業等補助金の創設、創業後のフォローアップ体制を強化し、創業支援対象者数、創業者数を近年の1.7倍に増やす目標とする。</p> <p>(年間目標) 創業支援対象者2件 創業者1件 (5年間で5件) (別表2と重複)</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜創業相談窓口設置＞【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大鹿村産業建設課商工観光係に担当者1名を配置し、支援機関と連携した相談窓口を設置。商工会、地域金融機関、商工業者、農業者など様々な関係機関と連携し、創業時の課題を解決する。</li> <li>・大鹿村商工会にワンストップ相談窓口を設置。</li> <li>・商工会は相談を受けた後、大鹿村と情報を共有し、相談内容に応じて、商業関係者及び農業関係者への支援依頼を実施。</li> <li>・商工会は必要に応じ、連携支援機関である(公財)長野県中小企業振興センターの相談窓口(ながの創業サポートオフィス)や金融機関、信用保証協会の相談窓口を紹介する。</li> <li>・創業支援サイトを役場のホームページに設置し、利用可能な施設一覧、支援機関一覧を掲載する。</li> <li>・創業に必要な要素となる要素別の各創業支援機関の役割は以下の通りとする。</li> </ul> <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域資源の活用の仕方 大鹿村の特産農産物である「ブルーベリー」、「平成中尾早生大豆」等の有効活用を支援するための農産物提供者、研究機関、販路開拓のネットワークを有する者の紹介を行う。</li> <li>2. ターゲット市場の見つけ方 大鹿村商工会が、市場のニーズを把握し情報提供する。また大鹿村は、物産展等でアンケート調査を実施する。さらに事業者が行う調査への補助を実施する。</li> <li>3. ビジネスモデルの構築の仕方 村、商工会、金融機関等、どこへ相談があっても連携を図り、創業しようとする者への支援を行う。商工会での対応の他に専門的な支援を求める際にはサポートサービスへの案内を行う。また、商店街の空き店舗、村内の空き家、その他の選定を行うため、村、商工会で、独自に取りまとめたデータバンクの中から紹介、または地主との交渉に協力する。</li> <li>4. 売れる商品・サービスの作り方 商工会が顧客、ニーズへの対応、専門的知見に基づき、強み、弱みを分析しアドバイスをを行うほか、必要な場合は各連携支援機関に配置された専門家を紹介し、連携して支援を行う。</li> <li>5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 商工会が、販路開拓のためのマッチングを支援する。製造業に関しては、金融機関などが主催、協力して行う商談会などへの展示の紹介等。村では展示会の補助を実施。</li> </ol>

## 6. 資金調達

八十二銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用保証協会、日本政策金融公庫が資金調達についてのアドバイスや金融支援を行うとともに、村では創業のための資金の一部補助や、借入金の保証料の補給及び利子補給を実施。また商工会は借入や補助金の書類作成について支援を行う。

## 7. 事業計画書の作成

商工会が必要に応じ、(公財)長野県中小企業振興センターや商工会連合会に配置された専門家と連携しながらアドバイスを行う。さらに連携する金融機関、八十二銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用保証協会、日本政策金融公庫が事業計画のブラッシュアップを行う。

## 8. 許認可・手続き

商工会が創業手続き、許認可についてのアドバイスを行う。より詳細な知識を必要とする場合には専門家を紹介し、税務、労務管理、企業手続等に関してアドバイスを依頼。

## 9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

商工会、村、商業、農業の関係機関で、創業後の継続的なアドバイスを行う。

### <創業支援事業補助金の創設>【既存・新規】

- ・大鹿村商工業融資制度に創業支援資金を継続する。
- ・村内に事業所等を設置し創業する個人または法人に対し、工場や店舗の新設、増改築に対し助成。(補助率1/2、上限額100万円)
- ・創業に要する運転資金及び設備資金の融資に対して、利子補給及び信用保証料を助成。

### <創業支援機関等との連携>

- ・商工会に創業に関するワンストップ窓口(別表2)を設け、経営、財務、人材育成、販路開拓などといった創業希望者からの相談に一元的に対応できる体制とする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業支援対象者の情報に関しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、情報集約、一元化を図り、『創業支援カルテ』を作成する。カルテには製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで連携支援機関が支援できるようにする。

### <特定創業支援等事業について>

- ・ワンストップ窓口である商工会に1か月以上にわたり、4回以上相談を行い、経営・財務・人材育成・販路開拓のアドバイスをそれぞれ受けたことが『創業支援カルテ』で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として村が証明書を発行する。

### <各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を村が把握し、創業支援対象者・創業者に対してアンケート調査を実施。常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告書を電話、メールにて確認する。
- ・創業後は商工会、村、商業・農業関係者等と連携し、フォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、村の広報や公式ホームページや、パンフレットへの掲載をし、広くPRを行う。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・大鹿村産業建設課商工観光係に担当者1名を配置し、連携支援機関と連携した相談窓口を設置するとともに、商工会に創業に関するワンストップ相談窓口を設置する。大鹿村、商工会、商業、農業関係者の各組織は創業支援対象者に対し、十分な情報共有を図り、連携して支援を実施する。
- ・村の広報誌「広報おおしか」に創業に際して利用可能な施策一覧、連携支援機関一覧を掲載し、創業支援等事業について幅広くPRする。
- ・創業支援のサイトを村の公式ホームページ、商業、農業関係者のホームページ等の、ネット上で創業支策を紹介するとともに、電子メールでも相談対応できるようにする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、村が一元管理を行い、『創業支援カルテ』を作成し、連携支援機関同士の情報共有を図る。
- ・連携支援機関との連携を密にするため、必要に応じ、連携支援機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

相談・支援事業		支援機関
1	まずは相談。どのような目的で事業を行うか。	大鹿村商工会・大鹿村役場産業建設課
2	売れるものは何か。商品、サービス、技術。	大鹿村商工会・必要に応じて関係機関や専門家を紹介
3	大鹿村で商売するためのルール・協力体制とは。	大鹿村商工会・商業、農業関係者
4	どこで商売するか。地主との交渉は。	大鹿村商工会・大鹿村役場産業建設課・商業、農業関係者
5	事業計画書の作成	大鹿村商工会・長野県商工会連合会・(公財)長野県中小企業振興センター・八十二銀行・飯田信用金庫・アルプス中央信用金庫・長野県信用保証協会・(株)日本政策金融公庫
6	資金調達	八十二銀行・飯田信用金庫・アルプス中央信用金庫・長野県信用保証協会・(株)日本政策金融公庫・長野県商工会連合会・大鹿村商工会・大鹿村役場産業建設課
7	許認可・手続き	大鹿村役場産業建設課・大鹿村商工会・必要に応じて関係機関や専門家を紹介
8	開業当初および、事業が軌道に乗るためには	大鹿村役場産業建設課・大鹿村商工会・商業、農業関係者

計画期間

平成31年4月1日～令和11年3月31日
変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日

**別表 2-1 (個別相談指導) 【拡充・特定創業支援等事業】**

実施する者の概要	
(1) 氏名または名称	大鹿村商工会
(2) 住所	長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354番地
(3) 代表者の氏名	会長 小澤 悟
(4) 連絡先	0265-39-2381 統括経営支援員 松澤 敏郎
創業支援等事業の目標	
<p>これまでの相談は大鹿村商工会、金融機関の通常業務の中で個別に対応してきた。相談件数は商工会への相談で、H26～30年度の5年間で5件、そのうち創業に結びついているのは3件。</p> <p>今回の計画の策定に合わせて、商工会でのワンストップ相談窓口を設け、金融機関、商業関係者、農業関係者、村等の関係機関と連携を取り、創業支援の強化を行う。</p> <p>農業や、6次産業化等の地域産業の活性化を図るための創業についても支援するなど、村独自の支援、創業支援事業等補助金の創設、創業後のフォローアップ体制を強化し、創業支援対象者数、創業者数を近年の1.7倍に増やす目標とする。</p> <p>(年間目標)</p> <p>創業支援対象者2件 創業者1件 (5年間で5件) (別表1と重複)</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;ワンストップ相談窓口&gt;【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会に創業支援のワンストップ窓口を設け、創業希望者からの相談に一元的に対応できる体制とする。ワンストップ相談窓口には経営、財務、人材育成、販路開拓等に精通した経営指導員を配置する。</li> <li>・相談窓内では村、県、国の支援施策一覧を作成し、紹介できるようにするとともに、創業支援を行っている連携支援機関をまとめ紹介できるようにする。</li> <li>・相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能とするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、村、金融機関、税理士等を紹介するなど支援機関と連携して支援を実施する。</li> <li>・相談内容に応じ、さらに詳しいアドバイスが必要な場合は(公財)長野県中小企業振興センターの総合窓口(ながの創業サポートオフィス)、商工会連合会等の各連携支援機関に配置された専門家を紹介する。</li> <li>・事業計画書の作成支援を行う。</li> <li>・事業開始後は経営の状況等について訪問や電話等によるフォローアップを行い、事業が安定するまで支援を継続する。</li> <li>・公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。</li> </ul> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回2時間程度の個別相談指導を4回以上、1か月以上継続することにより、4分野の知識を取得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> </ul>	

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・創業窓口では創業に必要な知識だけでなく、事業継続性の観点から事業計画のブラッシュアップに力を入れる。また、創業の心構えや経営課題解決方法についても支援を実施する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容等を記録した名簿を作成し、直ちに大鹿村に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・村では、広報誌やHP等で広報・PRを実施。
- ・創業に必要となる運営資金の補助や借入の利子補給など、資金面での相談を商工会、金融機関とともに受ける。

計画期間

平成31年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和6年4月1日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。